

質問票回答

No.	ご質問	回答
1	<p>令和5年5月予定のヒアリングで、プレゼン等をさせていただける時間はありますか。</p> <p>また、プレゼンをさせていただける場合は、どのくらいの時間を目安としていただけるでしょうか。</p> <p>ヒヤリング時間60分は把握していますが、プレゼン等の時間がいただける場合は、どのくらいの目安かが知りたいです。</p>	<p>ヒアリングの実施にあたって、提案説明のためのプレゼンテーションの時間は20分を予定しています。</p> <p>詳細につきましては、申請書提出の際にご案内させていただきます。</p>
2	<p>「申請書提出票」内の番号4の〈土地取得予定の場合〉のところで、④に書いてある、3つの書類はすべて必要ですか。3つのような意味合いのもの（仮契約書等）があれば大丈夫でしょうか。</p>	<p>募集要項にもあるとおり、土地取得予定の場合、保育所を設置する土地は、整備・運営法人が自己所有（取得予定を含む。）により確保することを原則としています。</p> <p>「申請書提出票」4 ④に示した書類の中から、自己所有することが明らかにわかる書類を提出いただければ、④に示した書類をすべて揃える必要はありません。</p>
3	<p>銀行融資を受けた上での建設を考えているが、計画土地を担保に、融資をいただいてよろしいでしょうか。</p>	<p>愛知県の保育所設置認可の要件に、土地に対する抵当権の設定に関する規定はありません。</p> <p>整備・運営法人の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるものに限って、担保権の設定は認められると考えています。ただし、性質上、返済の見込みがたたない根抵当権を設定することは望ましくないと考えます。</p> <p>参考までに、建物の場合、施設整備補助金を活用して園舎を新設する際に、根抵当権は設定できません（抵当権の設定は可）。</p>